

## 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月10日「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、8月22日に公布されました。



- 子ども・子育て関連3法**
- ・ 子ども・子育て支援法
  - ・ 認定こども園法の一部を改正する法律
  - ・ 関係法律の整備等に関する法律

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の本格実施が予定されています。

この制度は、子ども・子育て関連3法に基づいて、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新しい仕組みです。

## &lt;制度の目的&gt;

子どもを産み、育てやすい社会を目指したこの制度の目的は次の3つです。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

## &lt;制度の背景&gt;

核家族化などにより子育て世帯の負担感が増していることや、保育所に入れない待機児童がいることなどが、大きな課題になっています。そこで、これからの子どもや子育てに関して、就学前児童の教育や保育、放課後の子どもの生活を支える総合的な仕組みを創設していこうとするものです。

## &lt;制度の内容&gt;

## 1. 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」に向けて

質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する「認定こども園」の普及が進められます。また保育の「質」も確保するため、職員の処遇や配置に関する改善などを図ることとされています。

## 2. 「保育の量的拡大・確保」に向けて

地域のニーズを踏まえて、待機児童が発生している地域での施設整備等を促進することとされています。

保育の「質」を確保しながらより多くの方のニーズに応えるため、施設の整備と同時に、「小規模保育」や「家庭的保育」など多様な保育メニューを充実させ、待機児童を解消することとされています。

## 3. 「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」「延長保育」「地域子育て支援拠点事業」「妊婦検診」などの事業の拡充を図ることとされています。

また、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を推進します。

## &lt;草津市では&gt;

全国の市町村では、新制度への移行にあたり、国が定める「基本指針」に基づいて、地域の保育需要等を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

草津市においても、子ども・子育て支援に関する市民の皆様のニーズを平成25年度に把握し、子育て中の方、子育て支援に携わっている方などのご意見をお聴きしながら、平成26年度に事業計画の策定を行います。

新制度に基づく事業は、平成27年4月から実施される予定ですが、前述の3つの「目的」が果たされるよう、事業計画の策定をはじめ、必要な準備を着実に進めていきます。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
子育てに関する法律	次世代育成支援対策推進法			子ども・子育て支援法
新制度に向けた取組	法律の公布	ニーズ調査の実施	計画策定・各制度の整備	
委員組織	次世代育成支援対策協議会	子ども・子育て会議		